

# 大社堀川だより

平成25年 2月号

発行：堀川プレジャーボート対策協議会  
(島根県土木部出雲県土整備事務所)



とり戻そう！  
門前まちたふさわしい  
「堀川」を

宇迦橋下流：平成23年12月

## 発行に当って

大社堀川は長期にわたりプレジャーボート等が不法に係留されており、河川管理上様々な支障が生じています。

**河川に許可なく船舶に係留したり、係留するための栈橋を設けることは「河川法」違反です。**

係留船舶、施設の撤去のため様々な対策を強化しており、その内容をお知らせし皆様とともに取り組む必要があると考えています。



平成23年12月12日時点で229隻の係留船舶が確認されています。

## 不法係留船がもたらす様々な支障

河川に係留されているプレジャーボートは景観を損ねるだけではありません。洪水時等にプレジャーボートが流出し橋梁や護岸などを破損させることがあります。堀川でも、今までにプレジャーボートが流されたり、油流出が発生しております。



平成24年の暴風により船舶が流され他の船舶に乗りあげた(堀川)



不法係留により景観や周辺環境が悪化している(堀川)